

第4章 基本方針

1. 保存活用計画で示されている整備の方向性

本計画の上位計画である「特別史跡彦根城跡保存活用計画」では、以下のように「保存活用の基本方針」および「整備の方向性」が整理されている。本計画では、「特別史跡彦根城跡保存活用計画」に則り、「整備の方向性」を基に、次頁の整備の基本方針を示す。

「特別史跡彦根城跡保存活用計画」	
保存活用の基本方針	整備の方向性
a 地下に埋蔵されている遺構も含めた彦根城に関する各種の遺構や建造物の適切な保存と修復を図り、後世への確実な継承を目指す。	①彦根城跡の本質的価値に基づく整備を行う ②市民の精神的、文化的シンボルとなり、まちづくりの核として活かす整備を行う ③学校教育、社会教育や各種のレクリエーションなど多面的に活用されるような整備を目指す ④観光拠点として効果的な施設整備を行う ⑤世界を視野に入れ、可能なものについては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を行う
b 彦根城に関する遺構や建造物、さらにこれらと関連する古文書や古絵図等の歴史資料などについて、一層の学術的調査・研究を進めることにより、特別史跡指定地外も含めた広大な城郭跡の全体像把握に努め、歴史的資産としての本質的価値をより明確化する。	
c 彦根城跡を学校教育や社会教育活動において積極的に活用し、市民と行政の間で彦根城跡の本質的価値に関する認識の共有化を図る。	
d 保存・活用のために必要な場合には、適切な範囲について特別史跡への追加指定を行い、また土地などの保護措置を講じて、彦根城跡の本質的価値の一体的な保存と活用を図る。	
e 歴史と伝統ある彦根ならではの歴史的・文化的都市づくりの核として、特別史跡を中心に、城下町に残された歴史的な景観や周辺の自然環境と調和した景観形成を目指す。	
f 彦根城の歴史と深く関わりながら形成され、保存されてきた特別史跡内の自然環境を彦根城跡と一体のものとして守り、活用しつつ、後世へ継承していくことを目指す。	
g 彦根城跡の本質的価値を活かした積極的な活用・整備を図り、歴史都市としての魅力を高めて多くの来城者を国内外から招くことにより、彦根の活力あるまちづくりの核とする。	
h 各所有者と関係機関が彦根城跡の本質的価値について共通認識を持ち、連携を図りつつ特別史跡および周辺環境の保護に努める。また、市民と行政機関が適切な役割分担を行って、将来的に持続可能な特別史跡の保存と活用を行っていくための体制整備に努める。	
『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載	『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』より転載

図：「特別史跡彦根城跡保存活用計画」で示される「保存活用の基本方針」と「整備の方向性」の関係

2. 整備の基本方針

(1) 全体方針

「整備の方向性」から示される、整備計画全体に関する方針は、以下のとおりである。

①本質的価値¹として重視される近世城郭の姿が構築された江戸時代後期を目指す整備 (整備の方向性①③に該当)

江戸時代後期は、発掘調査で確認し得る最上層の遺構面が概ね示す時期であり、国宝や重要文化財に指定されている城郭建造物が存在した時期である。また、絵図等の資料も江戸時代後期ものが最も多く残っていることから、特別史跡の本質的価値を語る上で重視される時期である。

広範囲に様々な要素が分布する特別史跡において、来城者がどこを訪れても本質的価値に基づいた統一感のあるイメージを得ることができるよう、江戸時代後期の姿を目指した整備を実施する。

②「彦根城跡に関わる構成要素²」の価値に応じた整備（整備の方向性①に該当）

「彦根城跡に関わる構成要素」A～Eの分類に応じて、要素ごとの整備方針を定める。

なお、本計画は特別史跡指定地の要素に対して具体的な整備内容を示すものであるが、指定地周辺の構成要素も本質的価値の形成に重要な役割を果たしていることから、本計画内で基本的な整備の方向性を示す。「彦根城跡に関わる構成要素」で特別史跡指定地に分布している要素はAおよびB、特別史跡指定地周辺に分布している要素はC～Eである。

表：「彦根城跡に関わる構成要素」の整備方針設定の考え方

整備の対象となる要素		整備方針設定の考え方
特別史跡指定地の諸要素 (AB)	A: 特別史跡の本質的価値を構成する諸要素	本質的価値の保存・継承を目的とした具体的な整備内容を示す。
	B: 特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	本質的価値の保存・継承を原則とし、各要素の特徴に応じた具体的な整備内容を示す。
特別史跡指定地周辺の諸要素 (CDE)		本計画で基本的な整備の方向性を示し、特別史跡指定地との一体的な整備を行う。整備の内容については関係諸機関や既存事業との調整を図る。

③より多くの市民や来城者への本質的価値の普及を目指す整備（整備の方向性②③④⑤に該当）

彦根城跡が市民の精神的、文化的シンボルとしてまちづくりの核となるように、国籍や年齢、障害の有無に関わらず、より多くの来城者が彦根城跡の本質的価値を享受でき、市民生活・観光・教育等においてより広く活用することができるような整備に努める。³

¹ 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』に基づき、第3章「2. 特別史跡の本質的価値と構成要素」の「(1) 彦根城跡の本質的価値」に整理した。

² 『特別史跡彦根城跡保存活用計画書』に基づき、第3章「2. 特別史跡の本質的価値と構成要素」の「(2) 特別史跡彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素」に整理した。

³ バリアフリー化にあたっては、『特別史跡彦根城跡バリアフリー化整備基本計画』に即した整備を実施する。

(2) 要素ごとの整備方針

要素ごとの整備方針は、以下のとおりである。なお、特別史跡指定地の諸要素（A B）に含まれる具体的な整備対象は、第5章「1. 地区区分計画」に示す。

①特別史跡指定地の諸要素に対する整備方針

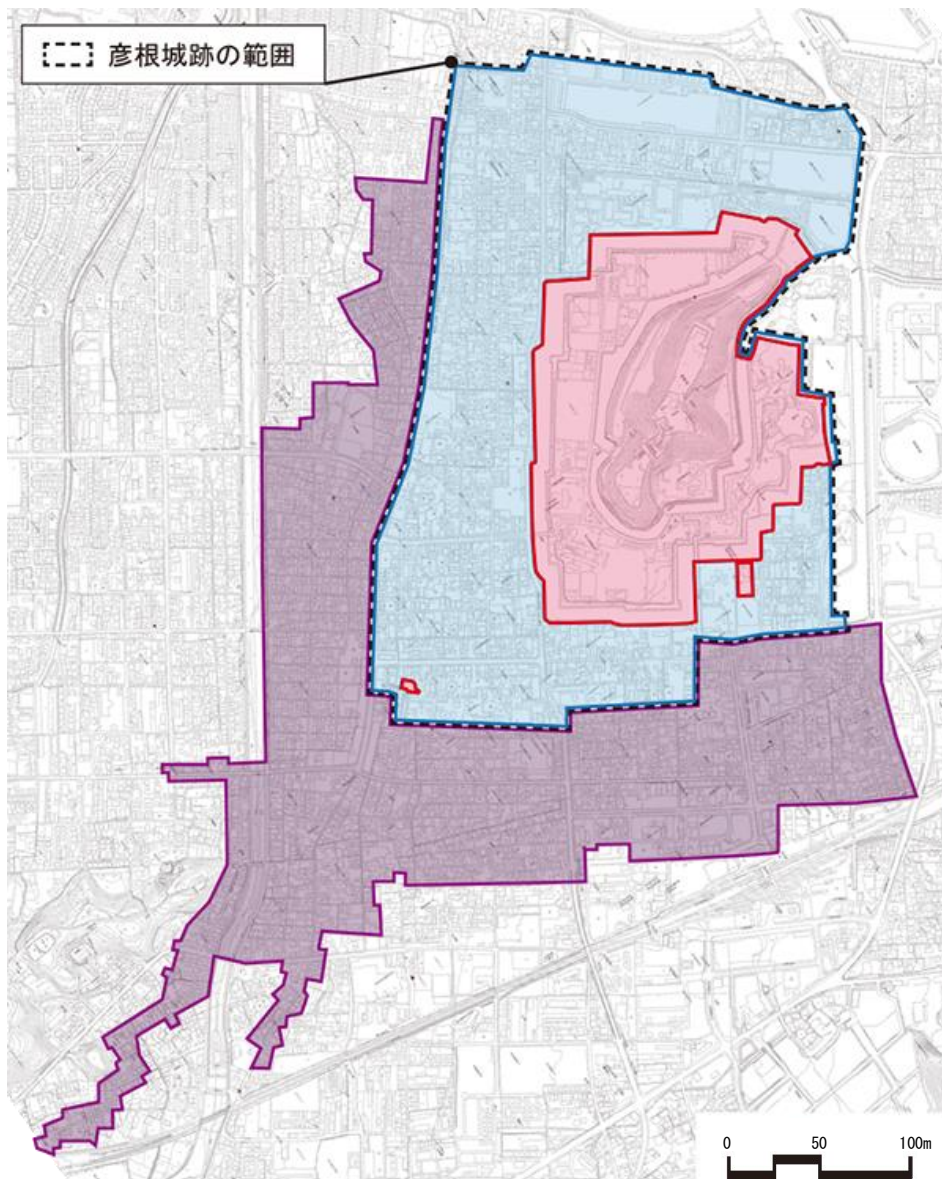
「彦根城跡に関わる構成要素」の内、特別史跡指定地の諸要素（A B）について、以下のよう
に整備方針を定める。

要素の分類	要素の概要	整備方針
特別史跡彦根城跡を構成する諸要素	A：特別史跡の本質的価値を構成する諸要素 ・江戸時代後期から存在した要素 ・江戸時代後期の姿に復元した要素	【保存整備】 ・要素の本質的価値を保存するため、状態に応じて適切な整備を行う。 【活用整備】 ・要素の本質的価値を損ねない方法での整備を行う。
	B：特別史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素 ・明治時代以降から存在した要素	【保存整備】 ・歴史的価値を有する要素については、要素が有する価値や状態に応じて適切な整備を行う。 【活用整備】 ・歴史的価値を有する要素については、要素の価値を損ねない方法での整備を行う。 ・特別史跡の保存・活用に有効な要素については、可能な限り、 ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、かつ江戸時代後期をイメージした整備を行う。 ・特別史跡の保存・活用に有効でない要素については、撤去・除去を行う。

②特別史跡指定地周辺の諸要素に対する整備方針

「彦根城跡に関わる構成要素」の内、特別史跡指定地周辺の諸要素（C D E）について、以下のよう
に整備方針を定める。

要素の分類	要素の概要	整備方針
彦根城跡の範囲の中で、特別史跡指定地以外に存在する諸要素	C：彦根城跡の本質的価値を構成する諸要素 ・江戸時代後期から存在した要素	【保存整備】【活用整備】 ・要素Aの整備方針に準じた整備を検討する。
	D：彦根城跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素 ・明治時代以降から存在した要素	【保存整備】【活用整備】 ・要素Bの整備方針に準じた整備を検討する。
E：彦根城跡の外に存在するが、彦根城跡の本質的価値に関わる諸要素 ・江戸時代後期から存在した要素	【保存整備】【活用整備】 ・要素Aの整備方針に準じた整備を検討する。	



特別史跡指定地

- 特別史跡彦根城跡を構成する諸要素A Bが位置する範囲 (特別史跡彦根城跡指定範囲)



特別史跡指定地周辺

- 彦根城跡の範囲の中で、特別史跡指定地以外に存在する諸要素C Dが位置する範囲
- 彦根城跡の外に存在するが、彦根城跡の本質的価値に関わる諸要素Eが位置する範囲 (彦根城下の範囲)

図：構成要素の所在する範囲（再掲）